



監事の監査報告書

令和6年5月24日

学校法人 樟蔭学園
理事会 御中

学校法人 樟蔭学園

監 事 藤原 準二 ⑩
(自 署)

監 事 岩橋 昭 ⑩
(自 署)

私たち監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間）における法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について年初に策定した監査計画に基づき監査を行いました。

私たちは、理事会その他重要な会議に出席したほか決裁文書等の重要書類を閲覧して、その内容については必要に応じて理事者及び各部門の責任者等に対して聴取を行い、業務の決定及びその執行状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人樟蔭学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上



監事の監査報告書

令和6年5月24日

学校法人 樟蔭学園
評議員会 御中

学校法人 樟蔭学園

監 事 藤原 準二 ⑩
(自 署)

監 事 岩橋 昭 ⑩
(自 署)

私たち監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間）における法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について年初に策定した監査計画に基づき監査を行いました。

私たちは、理事会その他重要な会議に出席したほか決裁文書等の重要書類を閲覧して、その内容については必要に応じて理事者及び各部門の責任者等に対して聴取を行い、業務の決定及びその執行状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人樟蔭学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上